

## 今後の進め方

### ■配慮書に対するご意見・ご質問

- 事務局担当あて、平成30年11月26日（月）までにメールもしくは郵送により送付願います。

### ■審査会意見

- 知事あてに提出する審査会意見について、これまでの審議内容及びメールでいただいた意見等を基に会長と相談して事務局案を作成後、各委員に作成した事務局案をメールでお送りし、ご意見をいただきたい。